

建設業許可申請の提出は、できれば、 クリップ留め提出をお願いします。

建設業法の改正により、平成27年4月1日より、閲覧対象書類が以下のとおりに変更されました。

これにともない当課では、受付した許可申請書・変更届出書について、ホッチキス留めなどを外し、閲覧対象と対象外の2冊に編てつする作業を行います。つきましては、編てつ作業を容易にするため、許可申請書・変更届出書について、クリップ留め提出にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(参考) 閲覧制度の改正 (資料出所: 兵庫県ホームページより)

(2) 兵庫県知事許可業者に係る建設業許可申請書類の閲覧

改正法により個人情報を含む書類が閲覧対象外とされたことから、平成27年4月1日以降に受付した建設業許可申請書類について、閲覧対象となる書類が下表のとおりとなります。

なお、平成27年3月31日までに受付済の建設業許可申請書類については、「従前の例による」とされているため、平成27年4月1日以降も引き続き閲覧対象書類に変更はありません。

【H27年3月31日受付済分】	【H27年4月1日以降受付分】
	建設業許可申請書、決算変更届、各種変更届のうち、下記様式等に限り閲覧対象となる。
・建設業許可申請書	建設業許可申請書（別紙1～4含む）
・決算変更届	工事経歴書
・各種変更届	直前3年の各事業年度における工事施工金額
	使用人人数
	誓約書
	様式第11号 令3条に規定する使用人一覧表
	第15号～第17号の3 財務諸表（法人）
	第18号・第19号 財務諸表（個人）
	様式第20号 営業の沿革
	様式第20号の2 所属団体一覧
	様式第20号の3 健康保険等の加入状況
	様式第20号の4 主要取引金融機関
	様式第22号の2 変更届出書
	一 定款
	【閲覧対象外の主な書類】 身分証明書、登記されていないことの証明書、経営業務管理責任者証明書、専任技術者証明書、（指導監督的）実務経験証明書、国家資格者等・監理技術者一覧、株主調書、合格等証明書、卒業証明書、監理技術者資格者証、調書・略歴書、納税証明書、登記事項証明書（商業登記）、届出書、事業報告書